

▶旅行者向け ～販売補助金～

令和5年7月20日(木)

#	質問	回答
1	「奥能登応援旅行割」キャンペーンは、いつまでの旅行が補助の対象となりますか。	令和5年7月21日(金)から令和5年11月30日(木)まで<宿泊商品は令和5年12月1日(金)チェックアウト分まで>の旅行が対象です。 予算の限度額に達した場合等、前倒しで予約受付を終了する場合があります。 ※「奥能登応援旅行割」キャンペーン観光クーポンは令和5年12月1日(金)まで利用可能です。
2	令和5年6月19日(月)以降の予約に関して、予約開始日前の既存予約は補助対象になりますか。	対象となりません。 『予約開始日:令和5年6月19日(月)』以降の予約が補助対象となります。
3	補助金の対象となる宿泊施設はどこですか。	詳しくはホームページ奥能登2市2町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)の参画施設からご確認ください。
4	利用回数に制限はありますか。	利用回数に制限はありません。ただし、1回の旅行において7泊分までが補助の対象となります。
5	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	対象となります。 ※旅行代金の異なる子供や幼児を人数に加えることにより、最低旅行代金を下回る場合には、申請として除くことも可能です。 (例) 合計旅行代金:15,000円/2泊3日の宿泊を伴う旅行 ※平日2泊 <大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 2名 = 最低旅行代金 12,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金以上のため補助の対象となります。 <大人2名 + 無料の乳幼児をカウントする場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 3名 = 最低旅行代金 18,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金未満のため補助の対象外となります。
6	外国人は「奥能登応援旅行割」キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人の方も対象となります。 日本国内に居住実態のない、観光・ビジネス目的などの短期滞在の場合は、対象外です。 技能実習生等、日本への居住が明らかである場合は、対象となります。
7	日本へ一時帰国中の日本国外在住の日本人は対象ですか。	対象外です。 居住地が日本国外で、一時的に日本に帰国する(している場合)、日本国内に居住の実態があるとは言えないため、対象外となります。
8	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、学生証、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等、 『氏名』および『住所(居住地)』を確認できる公的書類の原本を本人確認書類とします。 ※ただし学生証は、現住所(居住地)が確認できるものとします。
9	12歳未満の場合の本人確認書類として有効な書類には具体的に何がありますか。	行政、公的機関から発行されている証明書(健康保険証・マイナンバーカード・母子手帳等)で、 『氏名』と『住所(居住地)』を確認できる書類の原本を本人確認書類とします。
10	日本在住の外国人において、上記の本人確認書類をもっていない場合、有効な本人確認書類は、何がありますか。	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等、国または地方公共団体等公的機関が発行した書類の原本を本人確認書類とします。
11	「奥能登応援旅行割」キャンペーンを利用したい場合、どこに申込をしたらいいですか。	ホームページより「奥能登応援旅行割」キャンペーンに参画している施設/旅行会社を検索することができ、 申込先を閲覧することができます。 ※各事業者によりお申込み方法が異なりますので、ご注意ください。
12	補助金の対象となる旅行商品にはどのような商品がありますか。	参画旅行会社または参画宿泊施設が販売する事業の要件を満たした『交通付宿泊商品』『宿泊商品』『日帰り旅行商品』が補助の対象となります。
13	補助金を利用するための条件を教えてください。	日本国内に居住する旅行者で、『本人確認書類(原本)』の提示が必要です。 有効な本人確認書類は、上記#8の内容をご確認ください。
14	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類原本を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示、コピーや画像での提示も補助の対象外となります。ご注意ください。
15	複数人で申し込みをし、旅行当日、そのうちの1人が提示書類『本人確認書類(原本)』を忘れてしまいました。その場合、全員が補助金の対象外となりますか。	提示書類『本人確認書類(原本)』を持参しなかった旅行者のみ補助の対象外となります。 (例) 3人のうち、1人が持参しなかった場合 旅行者A(持参あり) → 対象 旅行者B(持参あり) → 対象 旅行者C(持参なし) → 対象外 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。
16	一棟貸しの旅行プランの場合、販売補助金はどのように計算されますか。	①旅行代金総額(=一棟の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)

17	補助対象外の旅行者がいる場合、補助金はどのように算出されますか。	補助対象外となる旅行者1人当たりの金額を差し引いて算出します。 補助対象外の旅行者の旅行代金が算出できない場合は、合計旅行代金を合計人数で按分し、一人当たりの旅行代金を算出します。合計旅行代金から対象外の旅行者分の旅行代金を差し引き、補助額を算出する合計旅行代金とします。											
18	石川県内の市町が実施する割引事業との併用はできますか。	市町が実施する割引事業側が併用可能な場合に限り、本事業と併用できます。その場合、市町が実施している割引を先に適用し、残りの旅行代金に対して本事業の補助金を適用します。											
19	入湯税、宿泊税、旅行取扱料金、サービス料は補助金の対象となりますか。	旅行代金の一部として精算される場合は補助金の対象となります。(これらの料金を当日に現地で支払う等、別途支払う場合は対象外となります)											
20	利用人数の制限はありますか。	利用人数の制限はありません。											
21	当日の旅行申込みは、補助金の対象となりますか。	対象となります。ただし旅行会社や宿泊施設によっては、当日受け付けを不可としている場合があります。詳しくは、予約先の旅行会社、宿泊施設へご確認ください。											
22	複数人で宿泊したい場合、『本人確認書類(原本)』の提示は代表者1名のみでよいですか。	<p>同行者全員の『本人確認書類(原本)』の提示が必要です。 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。</p> <p>本人確認書類提示について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約分</th> <th>旅行会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人確認書類(原本)</td> <td>予約時</td> <td>—</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>チェックイン時</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table>	販売窓口		宿泊施設直接予約分	旅行会社	本人確認書類(原本)	予約時	—	必要	チェックイン時	必要	必要
販売窓口		宿泊施設直接予約分	旅行会社										
本人確認書類(原本)	予約時	—	必要										
	チェックイン時	必要	必要										
23	大人と子供の旅行代金が異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	<p>①旅行代金総額(=大人と子供の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)</p>											
24	既に全国旅行支援を終了した都道府県での宿泊を含む旅行の場合、その旅行自体も対象外となるのでしょうか。	対象とはなりません。											
25	出張などのビジネス利用は、補助の対象になりますか。	対象となります。 ただし、公費出張(公費による公務員の出張、修学旅行等を引率する場合を含む)は対象外となります。											
26	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象となりますか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。 ただし、コンパニオン代を除いた宿泊代金は、補助の対象とすることは可能です。											
27	複数の県をまたぐ旅行の場合、観光クーポンは宿泊する都道府県内それぞれでしか使用できないのでしょうか。	観光クーポンは各都道府県により発行され、当該都道府県内でのみ利用可能です。											

▶旅行者向け ～観光クーポン～

令和5年7月20日(木)

#	質問	回答
1	「奥能登応援旅行割」キャンペーン観光クーポンとはどのようなものですか。 ※奥能登応援旅行割キャンペーン観光クーポンを以下より『奥能登観光クーポン』と名称します。	「奥能登応援旅行割」キャンペーンに登録された 奥能登2市2町 (輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)の取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)でご利用いただけるクーポンです。 スマートフォンを使ってご利用いただく電子クーポンでございます。
2	奥能登観光クーポンは、紙クーポンですか、電子クーポンですか。	電子クーポンのみです。 「奥能登応援旅行割」キャンペーンでは紙クーポンの発行は行っていません。
3	奥能登観光クーポンには、種類がありますか。	電子クーポン引換券2種類(平日2,000円券、休日1,000円券)がございます。
4	奥能登観光クーポンはいつまで利用できますか。	令和5年12月1日(金)までご利用いただけます。有効期限を過ぎると無効になります。 有効期限はクーポン画面に表示されます。
5	奥能登観光クーポンはどこで利用できますか。	奥能登応援旅行割キャンペーンに登録された 奥能登2市2町 (輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)の取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)でご利用いただけます。 詳しくは当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」にてご確認ください。
6	奥能登観光クーポンで支払う時、2次元コードが読み取れません。	取扱店舗に掲載されております、『店舗掲示決済用2次元コード』の下に記載されているパスコード(6桁の数字)をお支払い画面に入力し、決済してください。
7	精算時にスマートフォンが不調や、クーポン画面への接続ができないなどのトラブルがあった場合はどうすればいいですか？	店舗掲示決済用2次元コードの読み取り、もしくはパスコード(6桁の数字)入力による支払いができない場合は、いかなる場合も精算ができません。 旅行者専用コールセンターにお問い合わせください。 旅行者窓口:076-255-7675(平日9時30分～17時30分 土日祝休)
8	奥能登観光クーポン(電子クーポン)の利用にあたり、スマートフォン等の推奨環境はありますか。	【OS】 ・iPhone ⇒ iOS10以降 ・Android ⇒ Android7.0以降 【ブラウザ】 ・iPhone ⇒ Safari 最新版 ・Android ⇒ Chrome 最新版 ※2017年2月以前のらくらくスマートフォンはご利用いただけません。 また、海外製のスマートフォン(Google、Androidであっても)に関しましても一切、動作保証はしておりませんのでご注意ください。
9	スマートフォンで取得した奥能登観光クーポンの画面を閉じてしまいました。再度開くにはどうすればいいですか？	利用していたブラウザ(Safari/Chrome)の履歴から再度開くことが可能です。履歴が残っていない、もしくは見つからない方は、再度同じ電子クーポン引換券から取得してください。なお奥能登観光クーポン取得後は、「ブックマーク」や「ホーム画面に追加」にて保存いただくことをおすすめします。
10	1円単位での決済はできますか？	可能です。 但し、店舗独自の取り決めにより、電子クーポンを1円単位で決済できない場合等、決済に制限がある場合がございます。決済時に店舗にご確認ください。 例)605円の商品を購入:600円分電子クーポン利用+5円現金 例)319円の商品を購入:300円分電子クーポン利用+19円分現金 例)319円の商品を購入:310円分電子クーポン利用+9円分現金
11	決済完了しているかどうか確認できますか？	クーポン画面の【利用履歴】を押して、ご確認ください。
12	複数の奥能登観光クーポンを持っているのですが、合算することはできますか？	奥能登観光クーポンの合算は可能です。但し、 同券種同士のみ 合算が可能となります。 平日2,000円券と休日1,000円券の合算は出来ません。 合算方法はホーム画面の【コード読み取り】ボタンの下にある【+別の「奥能登応援旅行割キャンペーン観光クーポン」残高を合算する】を押し、合算したい他の奥能登観光クーポンのURLを入力後、合算内容に間違いがなければ【合算する】を押ししてください。 詳しくは、ホームページにあります、▶電子クーポン利用手順(合算機能)【動画】をご覧ください。
13	スマートフォンで【コード読み取り】ボタンからカメラ画面が起動しない場合どうすれば良いですか？	以下①②にてご確認ください。それでもカメラが起動しない場合は、2次元コード読み取り画面の下部の【パスコードを入力する】ボタンを押し、各加盟店のパスコードを入力して清算を行ってください。 ①下の動作環境であることをご確認ください。 ・iPhone:Safari 最新版 ・Android:Chrome 最新版 LINEや2次元コード読み取りアプリ等からの遷移では、カメラが起動しない場合がございます。ブラウザ(Safari/Chrome)から直接クーポンを開くようお願い致します。 ②2次元コード読み取り画面を起動した際に、ブラウザ上でカメラへのアクセス許可を求めるポップアップが表示されるので、「許可」を押下してください。
14	電子クーポン引換券を利用する前に汚損してしまいました。使用できますか。	電子クーポン引換券裏面にあります2次元コード下のクーポン券番号の判読ができる場合は、ご使用いただけます。
15	奥能登観光クーポンを第三者へ譲渡・販売・物品への交換はできますか。	できません。インターネット等での転売も厳禁です。
16	「奥能登応援旅行割」キャンペーン観光クーポンを寺社仏閣の拝観料等に利用できますか。	利用可否は、各寺社仏閣にお問い合わせください。
17	旅行会社で、旅行代金の支払いに奥能登観光クーポンを利用できますか。	「奥能登応援旅行割」キャンペーンを適用した旅行代金の支払いにはご利用いただけません。
18	宿泊施設での宿泊代金の支払いに奥能登観光クーポンを利用できますか。	「奥能登応援旅行割」キャンペーンを適用した宿泊代金の支払いにはご利用いただけません。ただし、「奥能登応援旅行割」キャンペーン観光クーポン取扱店舗として登録がある宿泊施設(ステッカーが目印)であれば、宿泊代金以外の飲料や館内利用料、売店等での支払いにご利用いただくことが可能です。 詳しくは当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」にてご確認ください。

19	他の商品券等と合わせて商品の支払いに利用できますか。	利用可能です。ただし異なる商品券等との併用を認めていない商品券等もございますので、各商品券等の発行元に併用の可否をご確認ください。										
20	奥能登観光クーポンで支払いをした場合、お釣りはできますか。	お釣りはできません。 電子クーポンは、1円単位でご利用いただけます。 ※ただし、一部の店舗で、100円単位、10円単位等、単位の制約がある場合がございます。										
21	奥能登観光クーポンを石川県外への乗車券、乗船券の支払いに利用できますか。	利用できません。										
22	奥能登観光クーポンが利用できない商品・サービスはありますか。	税金や社会保険料などの行政機関への支払い、金券など換金性の高いものなどの購入には利用できません。 詳しくは下図をご確認ください。 ▼ 観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下については観光クーポンの利用対象といたしません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機関への支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象 </td> </tr> <tr> <td>日常生活における継続的な支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外 </td> </tr> <tr> <td>換金性の高いものの購入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事例	行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象	日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外	換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの
区分	事例											
行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象											
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外											
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第5項第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの 											
23	石川県外の駅までの乗車券に、奥能登観光クーポンは利用できますか。	利用できません。										
24	カーシェアリングの支払いに、奥能登観光クーポンは利用できますか。	加盟店舗においては利用可能です。										
25	ガソリン代の支払いに、奥能登観光クーポンは利用できますか。	加盟店舗においては利用可能です。										
26	定期観光バスの利用に、奥能登観光クーポンは利用できますか。	加盟店舗においては利用可能です。										
27	通信販売により提供される商品・サービスの支払いに、奥能登観光クーポンは利用できますか。	利用できません。										
28	1人1泊(日)あたりの旅行代金が3,000円未満の場合、奥能登観光クーポンは配布されますか。	1人1泊(日)あたりの旅行代金(日帰りの場合は1人(日)あたり)が、平日3,000円未満、休日2,000円未満の場合は配布されません。										
29	日帰り旅行では、奥能登観光クーポンをもらえますか。	日帰り旅行でも、奥能登観光クーポンは付与されます。										
30	使用しなかった奥能登観光クーポンは払い戻しできますか。	払い戻しできません。										
31	電子クーポン引換券を紛失したのですが、再発行してほしい。	再発行はできません。										
32	旅行をキャンセルしたのですが、既に受け取っている奥能登観光クーポンはどうしたらいいですか。	受け取った販売窓口には必ず返却をお願いします。使用済み等で返却できない場合、相当額をお支払いください。										